

# 武道地区特定農用地利用規程

武道地区農用地利用改善組合

(目的)

第1条 この規程は、武道地区の農業の振興を図るため、農用地の有効活用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

(農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項)

第2条 この組合は、地区の農業が抱える担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、組合員相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、次に定める取組を進めるものとする。

- (1) 土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化及び栽培管理の改善の推進に努めるものとする。
- (2) 地区内の農作業における役割分担について明確化するとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等を促進することにより、農作業の効率化に努めるものとする。
- (3) 地域農業の担い手である特定農業法人に対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の耕作放棄、荒らし作りの防止または解消を推進することにより、農用地の利用関係の改善に努めるものとする。
- (4) 特定農業法人に対する農用地の利用の集積は、岩手県農地中間管理機構が行う中間管理事業により行うものとする。

(実施区域)

第3条 実施区域は、盛岡市武道地区の区域とする。

「別添図面参照」

(作付地の集団化の促進)

第4条 水田については、極力連坦して転作田の団地化を促進するものとする。転作田においては、大豆を中心に極力集団化して作付するものとする。

(作付地の集団化の実行方策)

第5条 前条の具体的実施については、毎年、組合の役員会が予め組合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付地集団化計画を作成するものとする。

2 組合員は、作付地の集団化に極力協力するものとする。

(栽培管理の改善の促進)

第6条 農業生産のコスト削減、農産物の品質向上等による農業経営の改善のため、作物の栽培管理の改善の促進に努めるものとする。

(栽培管理の改善の実行方策)

第7条 作物の栽培管理に当たっては、組合が定める栽培方針に沿って、的確な栽培管理に努めるものとする。

(農作業の効率化の推進)

第8条 組合員は、地区における農作業の実施体制の中で、各々の特性や体力に応じて、必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画するものとする。

2 組合員は、農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を計画的に進めるものとする。

(農作業の効率化の実行方策)

第9条 農作業の効率化は、次により進めるものとする。

(1) 地区内の農作業における役割分担

ア 特定農業法人の構成員のうち、主たる従事者は大型機械等による水稻、大豆に係る基幹的な作業を担い、畦畔管理や水管理等の日常的な作業は主に主たる従事者以外の構成員が担うものとする。

イ 地区内における農道、農業用排水路等の管理作業については、特定農業法人の構成員が共同して取り組むものとする。

(2) 農作業の受委託の推進

ア 水稻等の基幹作業については、生産組織や農業協同組合等への農作業受委託を推進して、効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 農作業の委託を希望する者は、組合に申し出て、組合の斡旋により委託するものとする。

(3) 農業機械・施設の共同利用の推進

大豆等の基幹作業については、生産組織や農業協同組合等の保有する農業機械・施設の共同利用を推進し、生産組織や農業協同組合等の「機械施設利用規程」の定めるところにより計画的、効率的に利用するものとする。

(4) 農作業の共同化の推進

ア 水稻の育苗や防除等の作業については、生産組織や農業協同組合等を中心に

共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 共同作業については、生産組織や農業協同組合等の指示に協力するものとする。

(農用地の利用関係の改善)

第 10 条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒らし作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となる恐れがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業法人が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第 12 条に定める目標に向けて農用地の利用集積を行うものとする。

2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な場合には、当該農用地の利用権の設定等または農作業の委託について組合に申し出るものとする。

3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒らし作りをしている者等に対し、特定農業法人に利用権の設定等をするよう勧奨することができる。

4 第 2 項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、利用権の設定等を受けるよう特定農業法人に斡旋するものとする。

5 前項の斡旋があった場合には、特定農業法人はこれに応じるものとする。

6 第 2 項の申出は、特定農業法人の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

(特定農業法人の名称及び住所)

第 11 条 本規程に定める特定農業法人は、次のとおりとする。

- (1) 名称 農事組合法人 農の未来武道 (代表者 竹田 浩久)
- (2) 住所 盛岡市芋田字下武道 51 番地 2

(利用集積の目標面積)

第 12 条 特定農業法人への農用地の利用集積の目標(総集積目標面積)と利用権の設定等を行うこととする農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業法人の現在の集積面積は、次の(2)のとおりである。

(内 訳)	合計面積	経営面積	利用権設定面積
(1) 総集積目標面積	30ha	30ha	30ha
(2) 現況集積面積	30ha	30ha	30ha
(3) 集積目標面積 ((1)-(2))	0ha	0ha	0ha

(用排水管理等)

第 13 条 水田の用排水管理は、土地改良区等が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 農道・用排水路の維持管理は関係機関と協議の上、協力して実施するものとする。

(地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用)

第 14 条 地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、堆きゅう肥の施用に努めるとともに、稲わら、野菜残さ等は家畜飼料、堆肥材料等として、その有効利用を図るものとする。

2 堆きゅう肥、稲わらが必要な農家または家畜の糞尿処理を必要とする農家もしくは稲わら等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし、組合は農業協同組合等の協力を得て交換等の斡旋に努めるものとする。

(生活環境の改善等)

第 15 条 住みよい地域づくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

2 女性の労働負担の軽減を図るとともに、男女共同参画の促進のため、女性グループ活動の推進に努めるものとする。

3 実施区域内の農用地の整備等を図るため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

(細則)

第 16 条 この規程を実施するために必要な細則は、組合が別に定める。

(附則)

この規程は、盛岡市の認定があった日から施行する。